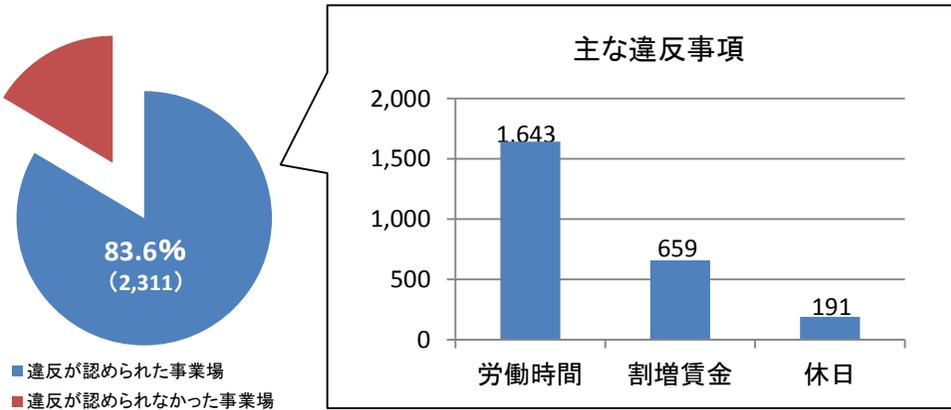


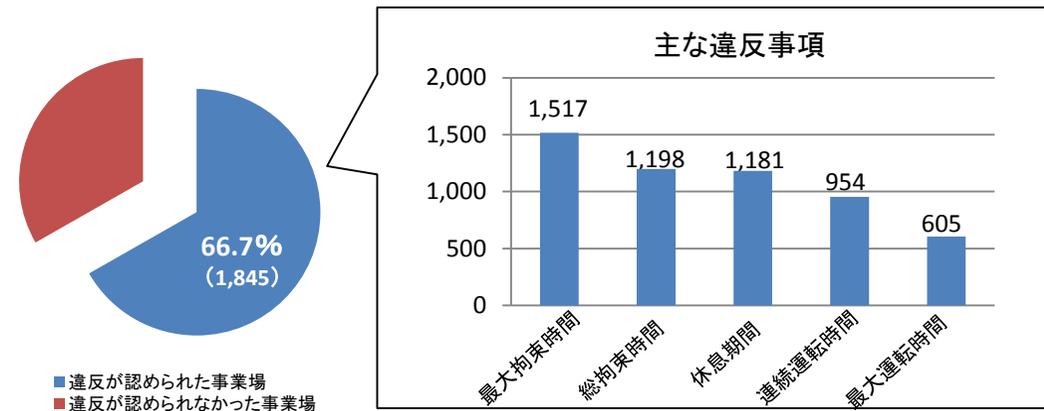
トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（平成26年）

1. 監督指導状況（対象：2,765事業場）

(1) 労働基準関係法令違反



(2) 改善基準告示違反



2. 監督指導事例

臨検監督を実施したところ、違法な長時間労働、改善基準告示を上回る長い拘束時間の状況が認められたため指導し、改善された事例

【概要】

- 1 臨検監督を実施し、デジタルタコグラフ及び営業日報等の内容から、特定の運転者において、1か月の拘束時間が約500時間、その翌月は同拘束時間が約400時間であったことを確認した。また、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていなかったことを確認した。
- 2 監督官による指導の結果、荷主との運行時間の協議、運転者の増員、配車計画の変更などの取組を行い、1か月の拘束時間は改善基準告示の上限293時間を下回り、また1日の休息期間が8時間以上となり、違反を是正した。

(参考) 是正勧告事項 ・労働基準法第32条(労働時間)違反
・改善基準告示(1か月の拘束時間、休息時間)違反

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導における国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

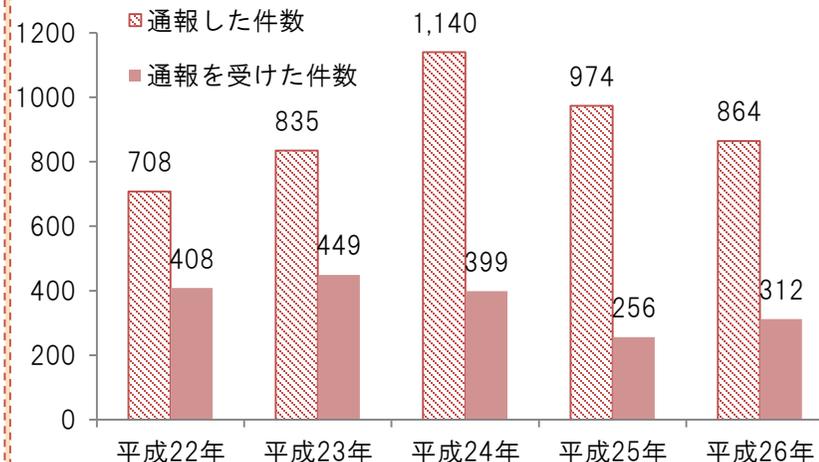
労働基準監督機関と地方運輸機関が監督等の結果を相互に通報し、これに基づき、それぞれ所要の措置を講じ、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図る。

通報事案

- 1 労働基準監督機関→地方運輸機関
臨検の結果、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の運行管理に関する規程に重大な違反の疑いがあると認められた事案
- 2 地方運輸機関→労働基準監督機関
監査の結果、自動車運送事業者について労働基準法、最低賃金法、改善基準告示（※）について重大な違反の疑いがあると認められた事案

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

【相互通報制度の実施状況】



地方運輸機関との合同監督・監査

労働基準監督機関の権限（行政指導及び司法処分）と地方運輸機関の権限（行政指導及び行政処分）を合同監督・監査を契機として行使することにより、効果的な指導を行い、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図る。

開始年度

- ・ハイヤー・タクシー事業場 平成18年度より
- ・トラック事業場及びバス事業場 平成20年度より

【合同監督・監査の実施状況】

